

伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、省エネ家電製品に買換えをする市民に対し、予算の範囲内において伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「省エネ家電製品」とは、次に掲げる機器をいう。

- (1) エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年8月18日付け経済産業省告示第258号。以下「国告示」という。）1-3(1)の規定による多段階評価点が3.0以上又は令和4年9月1日付け経済産業省告示第162号による改定前の国告示1-3の規定による多段階評価が3つ星以上のエアコンディショナー
- (2) 国告示3-3(1)の規定による多段階評価点が3.0以上又は令和3年8月31日付け経済産業省告示第194号による改定前の国告示3-3(1)及び(2)の規定による多段階評価が3つ星以上のテレビジョン受信機
- (3) 国告示7-3(1)の規定による多段階評価点が3.0以上の電気冷蔵庫

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者であって、市税の滞納がないもの
- (2) 自らが居住する市内の住宅に設置しているエアコンディショナー、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫を新品（未使用）かつ単価が50,000円以上の省エネ家電製品に交換するために、令和5年9月1日から令和5年10月31日までの間に市内の店舗において購入し、かつ、設置する者
- (3) 本人又は本人と同一世帯で生活する者が補助金の交付決定を受けていない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、省エネ家電製品に買い換えるために要する経費（設置工事等に要する経費を含み、消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象

経費」という。)の合計額に3分の1を乗じて得た額とし、50,000円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 補助金の対象とする省エネ家電製品の台数は、1世帯につき合計3台までとする。
- 4 国又は地方公共団体その他の団体が実施する省エネ家電製品に買換えをすることを促進するための補助制度を併用する場合は、補助対象経費の額からその補助制度で受ける補助額を控除するものとする。

(補助金の事前審査)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次条第1項の補助金の交付申請をする前に、伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付事前審査書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、補助対象となるか否かについて、伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付事前審査確認書(第2号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 前条第2項の規定により、省エネ家電製品の買換えに要する経費が補助対象となるものとして通知を受けた者は、令和5年11月7日までに、伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付申請書兼請求書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、買換えに当たり、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票(いわゆる家電リサイクル券)が発行されない場合は、第4号の書類の提出は省略することができる。

(1) 伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付事前審査確認書の写し

(2) 省エネ家電製品を購入した際の領収書等の写し(型番等の機種を特定できる記載があるものに限る。)

(3) メーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し

(4) 特定家庭用機器廃棄物管理票(いわゆる家電リサイクル券)の写し

(5) その他事業の内容を確認するために必要な書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果補助金の交付又は不交付を決定したときは、伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(第4号様式)により、通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の通知をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限期間)

第9条 規則第20条ただし書により市長が定める期間は、交付申請年度の翌年度から起算して、テレビジョン受信機は5年、エアコンディショナー及び電気冷蔵庫は6年とする。

(協力の要請)

第10条 補助金の交付を受けた者は、市長から省エネルギー及び節電に関する調査等を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付決定後に申請者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、補助金の交付決定を取消し、当該申請者に対して、既に交付した補助金の全部又一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。

附 則 (令和5年8月8日告示第128号)

この告示は、令和5年8月8日から施行する。

点線枠を切り取っていただき、写しを申請書兼請求書（第3号様式）に貼付してください。

（この点線枠内の裏面を糊付けしてください）

第2号様式（第5条関係）

伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付事前審査確認書

年 月 日

申請者： _____ 様
【審査No. _____】

伊勢原市長

印

補助金申請の要件を満たしていたため、家電製品の購入及び設置後、令和5年11月7日までに伊勢原市省エネ家電製品買換え促進補助金交付申請書兼請求書（第3号様式）にこの確認書の写しと必要な書類を添付し、市役所まで持参又は郵送してください。

要件を満たしていません。（不明な点は、お問合せください。）

期間 省エネ家電製品

その他（ _____ ）

【添付書類】

- ・伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付事前審査確認書の写し※本様式に貼付のこと。
- ・省エネ家電製品を購入した際の領収書等の写し
- ・メーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し
- ・特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し（ただし、発行されていない場合は、添付の省略可）
- ・その他事業の内容を確認するために必要な書類

金融機関名	銀行・金庫							支店・支所		
	組合							出張所		
預金種別	普通	・	当座	口座						
	その他			番号						
フリガナ										
名義人										

※振込先が本店、本所の場合は、○を付けずに本店、本所とのみ記載してください。

事前審査確認書（第2号様式）の写し貼付箇所

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

住 所

申請者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり交付（不交付と）することに決定しましたので、通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 交 付 金 額 _____ 円

（※不交付の場合は、「1 不交付の理由」とする。）

※不交付の場合

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取り消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。